

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 12 日現在

機関番号：84413

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26580130

研究課題名(和文)大阪における個別町・町内会機能の変容に関する研究：新たな近代都市論の構築をめざす

研究課題名(英文)A Study on Modernization of Town Community in Osaka

研究代表者

飯田 直樹 (IIDA, Naoki)

公益財団法人大阪市博物館協会(大阪文化財研究所、大阪歴史博物館、大阪市立美術館、大阪歴史博物館・学芸員)

研究者番号：10332404

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近世都市における町人身分の共同体たり町が明治以降、いかなる変容をこうむったかを検討しました。大阪では、三新法期(1878-1889年)に、町ごとに町会という議会が開設されるのと並行して、町は家屋敷取得規制という近世以来の中核的な機能を失うことが判明しました。また、同時期に町有財産管理者たる町総代人が廃止されるなど、町有財産のあり方にも一定の変化があったこともわかりました。以上の結果をふまえて、他都市も含めて町の近代化に関して検討すべき一般的な問題領域を整理するとしたら、土地所有構造、町有財産、町共同体の機能、寄合と議会としての町会、の四点にまとめることができると考えます。

研究成果の概要(英文)：This study examined what kind of transformation the community and town of the townspeople's status in early modern cities suffered after the Meiji era. In Osaka, in parallel with the opening of a parliament called the town council for each town in the three local new laws time (1878 - 1889), it turned out that the town lost the core function since the early modern period. Also, at the same time I heard that there was a certain change in the manner of town property, such as the abolition of the representatives who were property administrator of the town. Based on the above results, if we were to organize the general problem areas to consider about the modernization of the town, including other cities, I think that it can be summarized into four points. (1) land ownership structure, (2) town property, (3) town community function, (4) congress and parliament.

研究分野：日本史

キーワード：町 大阪 家屋敷 水帳 町会 近代 都市

1. 研究開始当初の背景

近代大阪研究では、日本近世都市史研究の方法などを意識した研究が盛んにもかかわらず、近世史研究で主流とみられる町研究はそれほど多くありません。これは、住民支配の仕組を構造的に理解するためには、町よりもむしろ町の連合組織である小学校学区制度が重要であると指摘した松下孝昭氏の研究(1986年)の影響が強いかと考えます。

こうしたなか、明治14年(1871)時点の大阪でも、ある町内で町屋敷が売りに出された場合、買い手はその町内の家持が優先される、契約には町の同意が必要である、といった近世都市で普遍的にみられる町による規制があったことを明らかにした塚田孝氏の研究(2009年)が現れました。これをうけて私は、この規制はいつまで続くのかということに関心を持つようになりました。この規制を指標にして近代都市成立の問題を論じられないかと考えるに至ったのです。

一方、私自身も松下説をベースにして「近代大阪における地域支配構造の二段階再編に関する研究」(若手研究(B), 2009~12年度)を行っていました。その結果、大阪市が昭和2年(1927)に学区廃止に踏み切ったのは、学区間の教育格差を是正するためとする松下説に疑問を抱くようになりました。学区が廃止されたのは、大阪市が資本主義的生産により適的な都市、すなわち現代都市に転化する過程で、その制約と認識されるようになったからであると考えたのです。さらに市が学区廃止と平行しながら、町内会を行政の末端組織に編成しようとしていたことを確認しました。そして町の組織化と学区廃止を指標とすることで、近代都市の現代都市への転化という問題についても論じることができると考えるに至ったのです。

2. 研究の目的

以上の研究状況をふまえて、まず私は、町による町屋敷取得規制を吉田伸之氏の言う「伝統都市性」の具体的内容として措定し、かつこれを指標にして大阪における近代都市成立の過程を明らかにすることができるのではないかと考えました。また、昭和2年(1927)の小学校学区廃止と行政による町内会末端組織化を近代都市終焉の指標にして、大阪における現代都市化の過程をも見通すことができるとも考えました。こうして、本研究は、近代都市の歴史過程を、町の動向を軸に一貫した論理で把握するために、新たな近代都市論及び都市比較類型論の構築を目指したのです。

3. 研究の方法

まず、個別町による町屋敷取得規制はいつまで続くのかということを具体的に確認するために、旧町人身分の家に残された史料群=都市名望家文書、戸長役場に残された戸長役場文書、民事判決原本(裁判史料)の三つ

を検討しました。

さらに、現存する水帳(みずちょう)を可能な限り調査し、水帳における帳切(ちょうぎり)がいつ終了するのかを検討することによって、この規制がいつまで続くのかを推定することにしました。水帳とは、江戸時代、大坂三郷の各町が町内の家屋敷一筆ごとにその所有者を記載した、いわば土地台帳です。家屋敷所有者の名義が、売買や相続などで変わると、旧所有者名の上に新所有者名の記された紙が貼られ、名義が書き換えられました。これを帳切(ちょうぎり)と言います。

また、町有文書である水帳が、近代以降、どのように伝来するのかを検討することによって、近代以降の町共同体の変容及び町の機能の変容を見通そうとしました。

4. 研究成果

2014年度は、主に明治前期大阪における町共同体による土地家屋売買に対する規制の実態について検討しました。具体的には、天満橋筋四丁目を含む第四大区三小区、上難波南之町、鞆上通二丁目という三つの地域における土地家屋売買の実態について検討しました。

検討するにあたり、第四大区三小区については、天満橋筋四丁目の名望家の家に残された資料群である野村家文書(大阪歴史博物館蔵)を、上難波南之町については同町の戸長文書(大阪市史編纂所蔵)を、そして鞆上通二丁目については土地家屋売買に関する民事判決原本を、それぞれ素材にしました。その結果、明治前期大阪における町による土地家屋売買に対する規制については、その具体的内容として以下の三つの要素があることを確認しました。

第一は、ある町内で土地家屋が売りに出されるという案件が発生した場合、それがその町内へ周知されることです。今回、検討した三つの地域いずれにおいても、町内へ売買案件を周知する主体は戸長でした。第二は、その売買が成立するためには、町内の家持の同意が必要であることです。この点については、天満橋筋四丁目と上難波南之町で確認しました。第三は、ある町内で土地家屋が売りに出されるとい案件が発生した場合、その町内で物件が競売されることによって、その町内住民が物件を優先的に取得できるという仕組みがあったことです。この点については鞆上通二丁目を確認しました。

また、大阪における町関係文書の残存状況についても調査し、その過程で明治前期に関しては、もともとは戸長文書として残されている文書群が町による規制を検討する際、有効であることも判明しました。

2015年度の成果は以下の通りです。すなわち、江戸時代、大坂三郷の各町が作成した水帳における所有者名義の切り替え、すなわち帳切は明治期まで続きましたが、それが明治12・13年(1879・80)までに終了したという

ことを、大阪市立中央図書館や大阪大学が所蔵する水帳の検討から明らかにしました。

明治12年・13年という、地方自治制度の歴史では三新法期ということになります。特に、区役所開設直前の明治12年2月に帳切が終了する水帳が多いということに注目し、帳切という、土地所有者名義を確認する行為が区役所の機能の一つとして引き継がれると推測しました。

また、三新法期には町ごとに町会という議会が開催されることとなります。大阪府は、各町に対して町会編成を指示しましたが、町によっては、町会費の負担を避けるために、他町と連合して町会を編成することが多くみられました。すなわち、この時期の個別町の町会は議会としての内実を伴っておらず、実質は町の聯合組織である聯合町の町会が担っていたということになります。

以上の経過を、明治初年からの大阪府による町組創出の試みと関連づけてまとめると、次のようになると考えます。大阪府は明治初年以來、個別町域を超えた広域的な行政枠組、すなわち町組の編成を模索していましたが、町の抵抗にあい、いったん挫折しました。しかし三新法期において、この試みは町会という議会的要素の導入を各町に強制することによって達成されました。町には独自に町会を設ける財政的な余裕がなかったため、他町と連合しての町会、実態としては聯合町会が編成されたことにより、広域的な都市行政の枠組としての町組の基盤がここに成立したと考えられます。

最終年度の2016年度は、前年度に推測した内容をより確かなものとするために、大阪市立中央図書館や大阪大学以外の水帳も調査対象に加え、現存する水帳を可能な限り調査しました。そして水帳において所有者の名義切り替え＝帳切がいつまで行われたのかということ明らかにするとともに、水帳の近代以降の伝来のされ方を仮説的に提示することを課題として研究を進めました。その結果、得た成果は以下の通りです。

大半の水帳の帳切は明治12年(1879)2月までに終了しており、これは同年3月の区役所開庁と関係していると推測されます。また水帳が区役所公文書として保管されていた事実も確認し、水帳の区役所への移管時期は区役所開庁の明治12年3月であるとも推測しました。

また明治12年2月以降も帳切が行われていた水帳が存在するものの、それでも帳切が確認できるのは明治14年2月まででした。

このような帳切の最終時期は、町が明治地方制度のなかで公的地位を喪失していく時期、すなわち三新法の時期と重なります。つまり町は、地方制度上の地位の転落と平行して、身分的共同体たる町の家屋敷取得規制という機能を失ったのです。また水帳が区役所へ公文書として移管されたという事実は、この地位の転落と平行して町の機能が区役所

(官)によって「剥奪」されたことを示していると考えました。

本研究が大阪で検討してきたことは、一言で言えば町の近代化に関する問題ということになります。本研究での検討過程をふまえて町の近代化に関して検討すべき問題領域を整理するとしたら、主に以下の四点にまとめることができると考えます。(1)土地所有構造、(2)町有財産、(3)町の機能、(4)寄合と町会、です。以下、それぞれの問題領域について、その相互の関係も意識しながら説明していきましょう。

(1)土地所有構造の問題

近世大坂では、町運営の拠点となった町会所の土地である会所屋敷を町有(町人の共同所有)することがありました。会所屋敷のような町有財産が、町有とは異なる所有形態、例えば個人所有になることは、その所有主体、つまり町共同体の解散につながる可能性があります。したがって、町有財産である土地が、近代以降どのように処理されるのかは、町の近代化という問題を検討する際の重要な課題となってきます。

(2)町有財産の問題

会所屋敷のような町有財産の存在は、町を構成する家持たちが共同で所有するものですから、家持同士の結合を維持したり、強めたりする基盤となりえます。京都などよりも早期に町共同体の解体が進むと考えられている大阪でも、町有財産を紐帯とする家持同士の結合が、1950年代まで存続した事例があります。

町有財産の問題としてもう一つふれておきたいのは、町有財産と町の代表者である町総代との関係です。

高岡裕之氏は、町ごとに設置されていた戸長役場が1884年に廃止され、戸長役場の設置区域が広域化されたのを機に町総代が創設されたとみています。しかし、東京や大阪の町総代の歴史を振り返ると、もう少し早い時期に起源をもとめるべきと考えます。両都市では、1876年に太政官布告「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」にもとづいて総代人制度が創設されており、他地域でも同規則にもとづく総代人制度創設の痕跡が指摘されています。同規則は、小区または町村ごとに行われる金穀公借・共有物売買・土木事業の手続きを定めたもので、これらの事業の遂行には、戸長の押印に加え、不動産所有者の6割以上ないしはその総代の押印が必要であるとされました。総代人は、東京では1879年6月に、大阪では1880年11月に、それぞれ廃止されています。大阪では、総代人廃止前の1879年に議会としての町会が開かれた際、議員選挙を行わずに、町総代人をそのまま議員とする町がありました。この事例は、大阪の町総代人が、他都市の町総代と同様に、町の代表者という機能をすでに持って

いたことを意味しています。町総代の起源は、1876年太政官布告とそれに基づく町総代人制度にあると考えられるのではないのでしょうか。

以上のように町総代の起源を同規則にもとめることができるとすれば、彼らの行動は、町有財産の管理者という町内での彼らの地位に基づくものであったと理解すべきでしょう。その意味で近世から受け継がれた町有財産が近代以降、町内の誰がどのように管理し、そしてそれらは最終的にどのように処分されたのかということは、今後重要なテーマになると考えます。

(3)町の機能の問題

日本の近世都市においては、家屋敷の売買を行う際、それを町中に伝え、その了承を得た上で、売買契約を結ぶ必要がありました。家屋敷の売買に町の承認が必要だったので

す。これまでの研究でも、このような町の機能について検討されてきましたが、それらはもっぱら町規約などの規則上の変遷を追うものばかりで、機能の実態を具体的に明らかにしたものは多くありません。本研究は、町規約類の中核部分とされる町による家屋敷取得規制の実態について、まず、大阪の三つの地域・町を対象にして検討するとともに、水帳の帳切の終焉時期を検討しました。その結果はすでに述べた通りです。

機能の問題にかかわって町規約の問題についてもふれておきましょう。町の規約類を検討するにあたって注意したいことは、規約が作成された時期です。近代以降、作成される町の規約類のなかには、町の危機に直面した家持たちが、従来の町法継続を確認するために作成したものが含まれると推測されます。そうであるとすれば、作成された町規約の実効性も問題にしなければなりません。規約は、単に明治地方自治制に抵抗する家持たちの意思を示すだけで、空文にすぎない可能性があるからです。

(4)寄合と町会の問題

議会の導入が近代大阪における町共同体の解体過程において重要な役割を果たしたことに最初に注目したのは塚田孝氏です。塚田氏は、1869～70年にかけて大阪で行われた市制改革において、町組ごとに設置された会議所や議事者という議会的要素を導入することによって、町を解体して町組というより広域的な都市行政単位を創出するという試みがなされたことを明らかにしました。さらに塚田氏は、大宝寺町東之丁の規則書を検討して、町会という議会と、近世から継続する家持同士の寄合とでは意思決定の方法が微妙に異なる点に注目しました。このような微妙な差異に注意を払いながら、寄合・町会それぞれにおける意思決定の方法について具体的に検討することが必要になります。

さらに、議会や寄合における意思決定の方法だけでなく、そこでの議論の内容やその範囲も重要な問題です。松沢裕作氏は、三新法期に制定された区町村会法について議論する地方長官会議(1880年)において、同法案が「寄合」や「慣行」の存続を規定する点に批判が集中し、祭礼費用や芝居費用などが「公共二関スル事業」にふさわしくないとして町村会での審議対象から除外されたことを指摘します。この指摘が正しいとすれば、町において「公」から除外された問題、すなわち「私」の領域とされた問題はどこで議論されたのでしょうか。私は、その一部は町の寄合で議論されたのだと考えます。町の機能を検討するといっても、「公」と「私」のどちらの領域に関するものなのか、注意する必要があるということを目指したいのです。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

飯田直樹、大阪における水帳の伝来と帳切の終焉、大阪歴史博物館研究紀要、査読有、15号、2017、pp.33 - 52

http://www.mus-his.city.osaka.jp/education/publication/kenkyukiyo/pdf/no15/pdf15_05.pdf

飯田直樹、1880～90年代の大阪における家屋敷売買と町による規制、近世～近現代の都市社会と資料・文化財保存(上海大学・大阪市立大学国際共同シンポジウム報告書)、査読無、2015、pp.64 - 67

飯田直樹、明治前期大阪における家屋敷売買と町による規制、大阪歴史博物館研究紀要、査読有、13号、2015、pp.7 - 60

http://www.mus-his.city.osaka.jp/education/publication/kenkyukiyo/pdf/no13/BOMH13_08.pdf

〔学会発表〕(計2件)

飯田直樹、大阪における町の近代化：議会的要素としての町会に着目して、第2回三都研究会、2016年1月23日、東京大学出版会

飯田直樹、1880～90年代の大阪における家屋敷売買と町による規制、第3回上海大学・大阪市立大学国際共同シンポジウム、2015年11月14日、上海大学

〔図書〕(計1件)

大阪歴史博物館(飯田直樹、島崎未央)特集展示「近代大阪と名望家」リーフレット、2017年、大阪歴史博物館

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<http://researchmap.jp/hideyoshi>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯田 直樹 (IIDA, Naoki)

公益財団法人大阪市博物館協会・大阪歴史

博物館・学芸員

研究者番号：10332404

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()